

令和7年度第2回川西町高齢者福祉・介護保険運営協議会に

おける議事の審議結果

1. 第2回川西町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会

委員からのご意見及び事務局等回答
<u>〈ご意見〉</u> なし

2. 第2回川西町地域包括支援センター運営協議会

委員からのご意見及び事務局等回答
<u>〈ご意見〉</u> 高齢者の実態把握は、来年度の依頼分から70歳以上とするのですか、それともこの令和8年3月の調査依頼分から70歳以上とするのですか。
<u>〈回答〉</u> この3月に依頼する調査は実際には4月5月に調査いただきますので、この3月の依頼分から令和8年度分として70歳以上に変更する予定をしています。
<u>〈ご意見〉</u> 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 新規委託事業所について、選定基準について教えてください。利用者がこの事業所を希望されなかった場合は委託されないということですか。また、利用されないような状況になれば、委託しないという経緯を踏んでいくのでしょうか。
<u>〈回答〉</u> 更新で要介護認定から要支援認定となった場合に、利用者の希望がどこの事業所でもいいということであれば、新規事業所へ委託という形は取らず、契約を結ばないこととなります。その場合は、地域包括支援センターで担当することもあれば、今契約を結んでいる事業所の中から受けてもらえるところに声掛けして、担当していただく場合もあります。
<u>〈ご意見〉</u> 各事業所の詳細ですが、どのような活動をされてるのか、あるいは評価できるようなものがあるのか、何かありますか。
<u>〈回答〉</u> 県の介護サービス情報公表システムというシステムに、法人の名称であったり、ケアマネジャーの数であったり、どれぐらいのケースを担当しているかという情報が公表されております。 ケアプランセンターうららかにについては以前、対応困難なケースを持ってい

ただいたことがあり、要支援の新たなケースが出てきたときに、担当契約いただけることを確認し、新規の方の契約に協力いただいたという経緯があります。

次回から県の介護サービス情報公表システムで公表されている情報や、地域包括支援センターが相談に関わってきた経緯などをまとめて、説明資料として準備します。

審議内容		承認する	承認しない
議事（２）③	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 新規委託事業所について	13	0

3. 第1回川西町地域密着型サービス運営委員会

委員からのご意見及び事務局等回答
<p><u>〈ご意見〉</u></p> <p>リハビリデイ結が令和8年3月末で廃止される理由について教えてください。</p> <p><u>〈回 答〉</u></p> <p>職員の確保、人材確保の難しさが重なり、安定的にサービスを継続していくことが困難となったためと伺っています。</p>

貴重なご意見、ありがとうございました。